

平成22年9月

## 原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（第二次） ＜改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要＞

### 【ポイント】

#### ○ 行政評価・監視の実施及び勧告

総務省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力災害の応急対策及び予防対策に係る原子力の防災業務全般についてその実態を調査し、平成21年2月13日に文部科学省及び経済産業省に対し、原子力災害時における緊急事態応急対策拠点施設の機能の確保、迅速かつ的確な住民避難の実施等について勧告

#### ○ フォローアップ

上記勧告に対する改善措置状況について、1回目のフォローアップ（平成21年8月）に続き、2回目のフォローアップ（平成22年8月）を行った結果、関係省は、①緊急事態応急対策拠点施設における被ばく放射線量を低減する措置を講ずるための方策に係る訓練の実施、②関係道府県におけるSPEEDIシステムの社会環境情報の更新の実施等の措置を実施

# 1 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の適切な整備

## 勧告の要旨

経済産業省は、オフサイトセンター（注1）が迅速かつ的確に災害応急対策を実施する機能を確保するため、以下の方策をオフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること

- ① EPZ（注2）内に設置されているオフサイトセンターについて、適切に被ばく放射線量を低減する措置を講じるための方策
- ② 通信設備が設置されていないオフサイトセンターの代替施設について、緊急時の通信設備の確保等、代替施設の迅速な使用に向けた方策
- ③ 浸水想定区域内のオフサイトセンターについて、浸水時におけるオフサイトセンターの機能を確保するための方策

（注1）原子力災害時に現地において緊急事態応急対策の拠点となる施設

（注2）防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲  
(Emergency Planning Zone)

## 主な改善措置状況

### 【前回(平成21年8月時点)までの改善措置状況】

- ① EPZ内に設置されているオフサイトセンター（14か所）の運営要領において、被ばく放射線量を低減する措置を講じるための方策を明記
- ② 通信設備が設置されていない代替施設を有するオフサイトセンター（9か所）の運営要領において、緊急時の通信設備の確保等、代替施設の迅速な使用に向けた作業手順を明記
- ③ 浸水想定区域内に設置されているオフサイトセンター（2か所）の運営要領において、代替施設への退避条件、退避手順を明記

### 今回(平成22年8月時点)確認した改善措置状況

緊急時にオフサイトセンターで共に活動する地方自治体等に対し、上記①から③までの方策を周知し、地方自治体等との間で情報を共有

さらに、上記①の方策に係る訓練を実施（平成21年度は1か所、22年度は17か所（予定））

## 2 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の適切な運営の確保

### 勧告の要旨

文部科学省及び経済産業省は、オフサイトセンター運営要領において、原子力災害時に関係者が参集し、迅速かつ的確に災害時の応急対策が実施されるよう、オフサイトセンターの構成員名簿を見直すとともに、報道対応及びオフサイトセンターの代替施設への避難対応に係る方針を明記すること

(注) 文部科学省に対する勧告事項は下線部分

### 主な改善措置状況

#### 【前回までの改善措置状況】（経済産業省）

すべてのオフサイトセンター（22か所）の運営要領において、原子力災害時の機能グループの構成員名簿を適切に見直すとともに、プレスセンターの設置場所、代替施設の設置場所、代替施設への退避経路や退避方法等を明記

#### 今回確認した改善措置状況

引き続き、人事異動等に合わせて、構成員名簿を適切に更新

さらに、緊急時にオフサイトセンターで共に活動する地方自治体等に対し、上記運営要領に明記した内容を周知し、地方自治体等との間で情報を共有

#### 【前回までの改善措置状況】（文部科学省）

茨城県原子力オフサイトセンター運営要領において、代替施設の名称と住所、代替施設への退避の基本方針及び手順を明記

### 3 原子力災害時における迅速かつ的確な住民避難の実施

#### 勧告の要旨

文部科学省は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIシステム）の実効性を確保することにより、住民避難が迅速かつ的確に行われるよう以下の措置を講ずること

- ① SPEEDIシステムに入力されている社会環境情報（原子力事業所周辺の人口や避難施設等に関する情報）の更新頻度を高めるなど同システムの運用を見直すこと
- ② SPEEDIシステムの社会環境情報に要援護者情報を整備することについて検討すること

#### 主な改善措置状況

##### 【前回までの改善措置状況】

- ① SPEEDIシステムの社会環境情報のうち、更新が必要な情報については、平成21年度中に更新すること、地域防災計画が改定される場合には、同システムの社会環境情報も更新することを関係道府県（19道府県）に徹底

##### 今回確認した改善措置状況

19道府県すべてにおいて、SPEEDIシステムの社会環境情報の更新が行われていることを確認

また、関係道府県のSPEEDIシステムの担当者との打合せ（平成22年6月30日）において、地域防災計画の改定の際にSPEEDIシステムの社会環境情報の更新を行うよう改めて周知徹底

##### 【前回までの改善措置状況】

- ② 関係道府県と意見交換を行った結果、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月内閣府作成）に基づき関係市町村が整備を進めている要援護者情報が整備途上にある等の課題があることが判明。関係道府県と協議しながら、SPEEDIシステムの実効性を一層高めるための方策について検討

##### 今回確認した改善措置状況

平成22年6月現在、56関係市町村中32市町村において要援護者情報が整備されているが、当該市町村では、個人情報保護の観点等からSPEEDIシステムへの情報提供を不可としていることが判明。個人情報保護の観点等にも留意しつつ、SPEEDIシステムの実効性を一層高めるための方策について、引き続き検討

## 4 被ばく患者の搬送体制の整備

### 勧告の要旨

文部科学省は、原子力立地道府県及び関係隣接道府県の実情を踏まえ、関係機関と協議することにより、三次被ばく医療機関（注）が整備を進めている被ばく患者の搬送体制について、実行可能な体制が整備されるようより一層の支援を講じること

（注）独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉県）  
及び国立大学法人広島大学（広島県）

### 主な改善措置状況

#### 【前回までの改善措置状況】

被ばく患者の実行可能な搬送体制が整備されるよう、防衛省と協議し、搬送方法等について合意。また、緊急被ばく医療連携協議会全体会議（平成21年3月）等において、原子力施設立地・隣接道府県（計19道府県）に対し、防衛省から自衛隊による被ばく患者の搬送方法について説明するとともに、文部科学省から搬送体制を整備するよう協力を要請

これらの結果、初期及び二次被ばく医療機関が指定されているすべての道府県で、搬送体制の整備に係る検証を実施

## 5 原子力保安検査官・原子力防災専門官の効果的な研修の実施

### 勧告の要旨

#### ① 原子力保安検査官の効果的な研修の実施

経済産業省は、原子力施設の安全性の確保に必要な専門的かつ技術的な能力を有する者を育成するため、OJTを有効に取り入れた技術の継承を含めた研修の方針等を策定し、これに従って原子力保安検査官の研修を効果的に実施すること

#### ② 原子力防災専門官の効果的な研修の実施

経済産業省は、原子力災害の発生又は拡大の防止の実施に必要な業務を効率的かつ効果的に行うよう、原子力防災専門官応用研修の実施に係る考え方を明確にし、同研修の対象者については、これに従って受講させること

### 主な改善措置状況

#### 【前回までの改善措置状況】

- ① 原子力保安検査官の能力を向上させるため、平成21年6月に「教育訓練プログラム(力量管理制度)」を構築し、この中で、個々の役職に求められる能力をあらかじめ明確化するとともに、研修の実績を人事評価に組み込み、中長期的な人材育成のための記録を蓄積するなど、研修及びOJTを計画的に進める体制を整備
- ② 原子力防災専門官応用研修の実施に当たっては、平成21年1月に「原子力防災専門官応用研修受講の考え方」を整理し、運用を開始

#### 今回確認した改善措置状況

- ① 上記教育訓練プログラムに基づき、原子力安全・保安院の職員（管理職未満の原子力安全行政に携わり、専門的かつ技術的能力を求められる全職員）について、研修やOJTを実施し、人事評価の際に研修等の効果を評価
- ② 上記「原子力防災専門官応用研修受講の考え方」に基づき、平成21年4月から22年7月までに3回の研修を実施し、原子力防災専門官38名が受講  
平成22年7月までに受講できなかった原子力防災専門官については、その理由を確認し、22年度中に受講できるよう力量管理者に依頼

[本件連絡先]

総務省行政評価局 財務・経済産業等担当評価監視官室

評価監視官：橋本 裕治

上席評価監視調査官：坂梨 良久

評価監視調査官：清水 謙

電話(直通) 03-5253-5435

FAX 03-5253-5436

電子メール [kans2024@soumu.go.jp](mailto:kans2024@soumu.go.jp)

※ 本資料は、総務省ホームページにも掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)